遺言書

遺言者坂戸太郎は、次のとおり、遺言をする。

1. 遺言者は、遺言者の所有する下記不動産を換価し、その換価金から遺言者の一切の債務を弁済し、かつ、遺言の執行に関する費用を控除した残金を、次のとおり相続させる。
	1. 妻　坂戸花子（昭和〇年〇月○日生）　８分の６
	2. 長男坂戸一郎（昭和〇年〇月○日生）　８分の１
	3. 長男坂戸二郎（昭和〇年〇月○日生）　８分の１

所在 東松山市○町○丁目

地番 ○番○

地目 宅　　地

地積 ○○・○○㎡

所　　在 東松山市○町○丁目　○番地○

家屋番号 ○番○

種　　類 居　　宅

構　　造 木造スレート葺２階建

床 面 積 １階　○○・○○㎡

 ２階　○○・○○㎡

1. 遺言者は、この遺言の執行者として次の者を指定する。

埼玉県東松山市元宿二丁目２６番地１８

司法書士　柴崎智哉

昭和〇年〇月○日生

1. 遺言者は、遺言執行者に次の権限を授与する。
	1. 換価のための不動産の処分及び登記手続
	2. 預貯金等の金融資産の名義変更、解約及び払戻し
	3. 債務の調査及び弁済
	4. 貸金庫の開扉、解約及び内容物の取出し
	5. その他本遺言を執行するために必要な一切の行為をする権限

平成○○年○○月○○日

埼玉県東松山市○町○丁目○番地○

 遺言者　坂戸太郎　印

* 自筆証書遺言は、遺言者が、全文、日付、氏名を自署して、押印しないと無効です（ワープロ打ちは不可です）。
* 自筆証書遺言の訂正方法には決まりがあります。間違えた場合には書き直した方が良いでしょう。
* 自筆証書遺言は書き方を間違えて無効になるケースや、遺言の内容が不明瞭で相続手続に困るケースが散見されます。できれば公正証書遺言にした方が良いでしょう。

埼玉県東松山市元宿二丁目２６番地１８　２階

司法書士柴崎智哉

電話　０４９３－３１－２０１０　　http://souzoku-shiba.com/